

**【重要】** ※標準給与月額変更届届出済・未届けに関わらずすべての施設・団体に送付しています。

事務連絡

令和6年8月20日

契約施設・団体 共済事務担当者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
従事者共済会

### 『標準給与月額改定更新』の画面の更新と今後の作業依頼について

東社協福振第226号（令和6年7月19日付）にてご依頼しました標準給与月額変更手続きにつきましては、ご協力いただき、深く感謝申し上げます。この度、7月19日（金）～8月13日（火）の期間に申請された8月分の各種届出の承認作業が終わり、「標準給与月額改定更新」画面が更新されました。つきましては、下記（1）～（3）のとおり、標準給与月額変更手続きの状況ごとに、今後、作業・確認いただきたい内容を記載しましたので、ご確認・作業の程、よろしくお願いたします。

また、決定通知書は9月中旬に発行されます。後日、メール等にて出力のご案内をお送りします。

記

#### **(1) 7月19日(金)～8月13日(火)の期間に加入届・法人内異動届等の届出を行った施設・団体**

⇒ 「標準給与月額改定更新」画面に表示される加入者情報が更新されています。8月1日時点の加入者の状況と一致しているかご確認ください。その上で、算定基礎額が未入力（空欄）の加入者について、8月31日（土）23時59分までに算定基礎額の入力・保存作業を行って下さい。

※すべての加入者の入力作業が終わりましたら、チェックリストを出力して改めてご確認ください。

#### **(2) 8月1時点の加入者の状況と一致しない加入者がいる施設・団体**

⇒ ①「標準給与月額改定更新」画面に表示される加入者情報のうち、8月1日時点の加入者の状況と一致しない加入者については別紙をご確認の上、速やかにご対応下さい。

②8月1日時点の加入者の状況と一致しており、算定基礎額が未入力（空欄）の加入者については、8月31日（土）23時59分までに算定基礎額の入力・保存作業を行って下さい。

※すべての加入者の入力作業が終わりましたら、チェックリストを出力して改めてご確認ください。

#### **(3) 8月13日(火)までにすべての加入者について算定基礎額の入力・保存をした施設・団体**

⇒ 共済会システムから出力できるチェックリストにて、8月1日時点のすべての加入者に算定基礎額が入力されているか、入力した算定基礎額に誤りがないか、改めてご確認ください。算定基礎額に誤りがある場合は、共済会システムの「標準給与月額改定更新」画面から8月31日（土）23時59分までに正しい算定基礎額を入力・保存してください。修正がない場合は手続き終了です。

#### **◆【届出方法の詳細】**

従事者共済会ホームページ（従事者共済会「標準給与月額変更届」の届出について）

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/kyosaikai/news/2024-0711-1010-35.html>

**◆【問い合わせ先】** 東京都社会福祉協議会 共済担当 TEL：03-5283-6898